



第8部

資料

第1 数値目標のまとめ

1 障害福祉サービス

区分	単位	実績		見込み				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
訪問系サービス	利用者数 (人)	144	150	160	175	190	210	
	利用延時間数 (時間/月)	4,133	4,303	4,960	5,425	5,890	6,510	
日中活動系サービス	生活介護	利用者数 (人)	75	137	151	152	354	460
		利用延日数 (日/月)	744	1,702	3,111	3,192	7,434	9,660
	自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人)	1	1	2	2	3	3
		利用延日数 (日/月)	3	12	24	24	36	36
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人)	1	46	63	65	71	73
		利用延日数 (日/月)	4	320	660	975	1,065	1,095
	就労移行支援	利用者数 (人)	1	31	37	43	49	54
		利用延日数 (日/月)	22	448	670	860	980	1,080
	就労継続支援 (A型)	利用者数 (人)	-	8	15	18	23	33
		利用延日数 (日/月)	-	115	231	360	460	660
就労継続支援 (B型)	利用者数 (人)	57	272	280	319	385	427	
	利用延日数 (日/月)	963	4,384	4,869	6,380	7,700	8,540	
療養介護	利用者数 (人)	10	9	10	10	10	10	
児童デイサービス	利用者数 (人)	156	152	164	174	184	194	
	利用延日数 (日/月)	347	392	405	522	552	582	
短期入所	利用者数 (人)	23	28	40	45	50	55	
	利用延日数 (日/月)	120	121	182	225	250	275	
居住系サービス	グループホーム	利用者数 (人)	82	89	90	99	108	117
	ケアホーム	利用者数 (人)	7	21	27	38	49	73
	施設入所支援	利用者数 (人)	3	40	43	51	285	367
相談支援 (サービス利用計画の作成)	利用者数 (人)	-	-	1	5	10	15	

(注) 平成21年度以降の「施設入所支援」に「宿泊型自立訓練」9人分を含む。

2 地域生活支援事業

区分	単位	実績		見込み					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
必須事業	障害者相談支援事業	事業所数(か所)	7	7	7	7	7	7	
	障害児等療育支援事業	事業所数(か所)	1	1	1	1	1	1	
	手話通訳者派遣事業	利用者数(人)	39	38	38	45	50	55	
	要約筆記者派遣事業	利用者数(人)	-	3	1	5	8	10	
	日常生活用具	介護・訓練支援用具	利用者数(件/月)	3	2	2	3	3	3
		自立生活支援用具	利用者数(件/月)	4	5	3	5	5	5
		在宅療養等支援用具	利用者数(件/月)	4	4	2	4	4	4
		情報・意思疎通支援用具	利用者数(件/月)	7	7	8	8	8	8
		排泄管理支援用具	利用者数(件/月)	557	530	580	580	580	580
		居宅生活動作補助用具	利用者数(件/月)	1	1	1	1	1	1
		移動支援事業	利用者数(人)	25	22	25	30	35	40
	地域活動支援センター	利用者数(人)	146	320	338	328	340	358	
任意事業	訪問入浴サービス事業	利用者数(人)	-	-	2	5	5	5	
	日中一時支援事業	利用者数(人)	87	114	120	130	140	150	

第2 自立支援サービス利用者調査の概要

ここでは、平成20年9月に実施した自立支援サービス利用者調査のまとめと考察を収載します。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、障害者自立支援法による障害福祉サービス支給決定者および障害福祉サービス支給決定を受けていない地域生活支援事業受給者証所持者に、平成18年度から施行された障害者自立支援法によるサービスの影響等についてお聞きし、「第2期富山市障害福祉計画」策定の基礎資料とすることを目的に行いました。

(2) 調査方法等

- 抽出方法 全数
- 調査票の配布・回収 郵送配布・郵送回収
- 調査基準日 平成20年9月1日
- 調査期間 平成20年9月2日～9月15日

(3) 回収結果

- 配布数 1,244人
- 回収数 657人
- 有効回答数 652人
- 有効回答率 52.4%

2 住居・生活場所

現在の住まいは、「持ち家」が最も高くなっていますが、精神障害者保健福祉手帳所持者の「グループホーム」もかなり高い率です（図8-1）。

今後の生活場所については、「自宅（持ち家、借家、公営住宅等）」が最も高くなっていますが、精神障害者保健福祉手帳所持者と療育手帳所持者の「グループホーム」が10%を超えています（図8-2）。

図8-1 現在の住まい

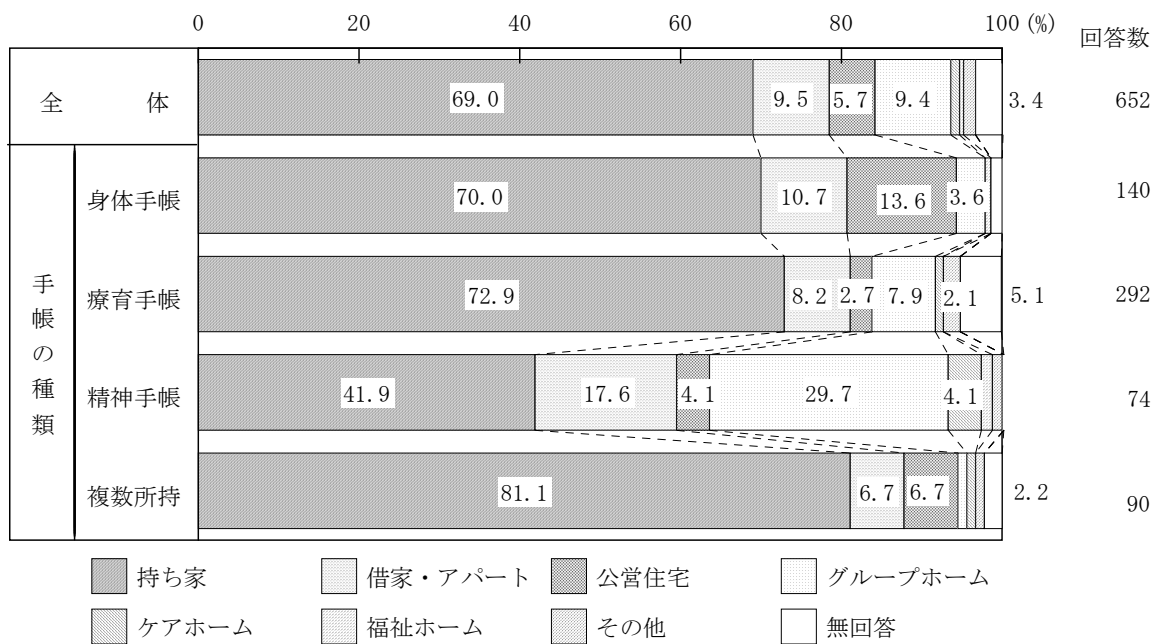


図8-2 これからの生活をどこで送りたいか

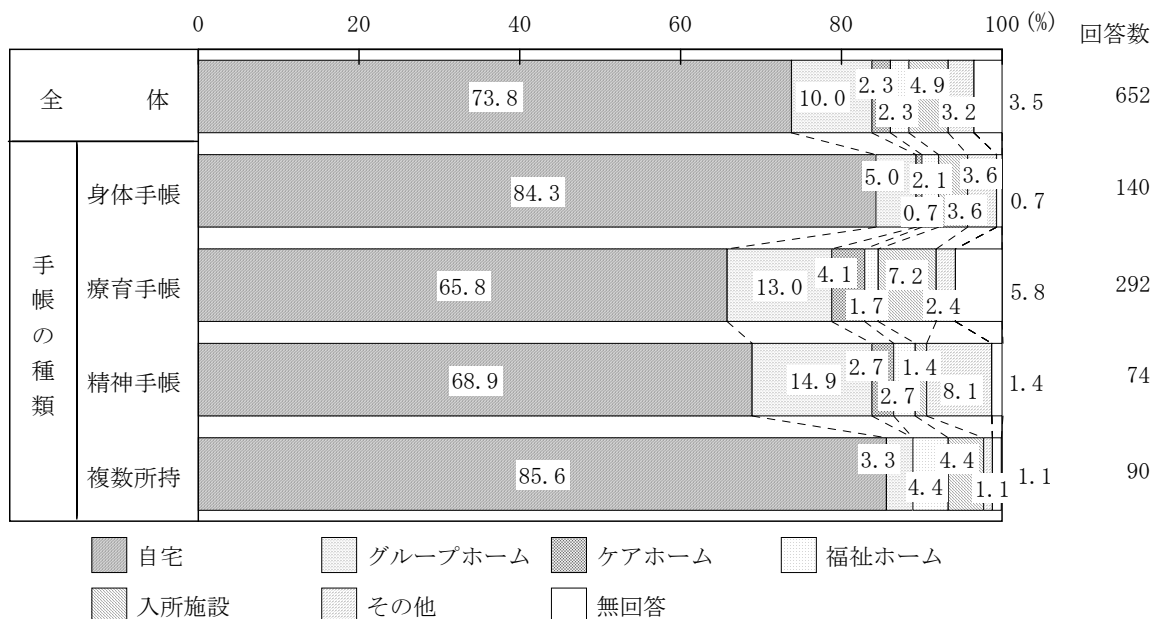
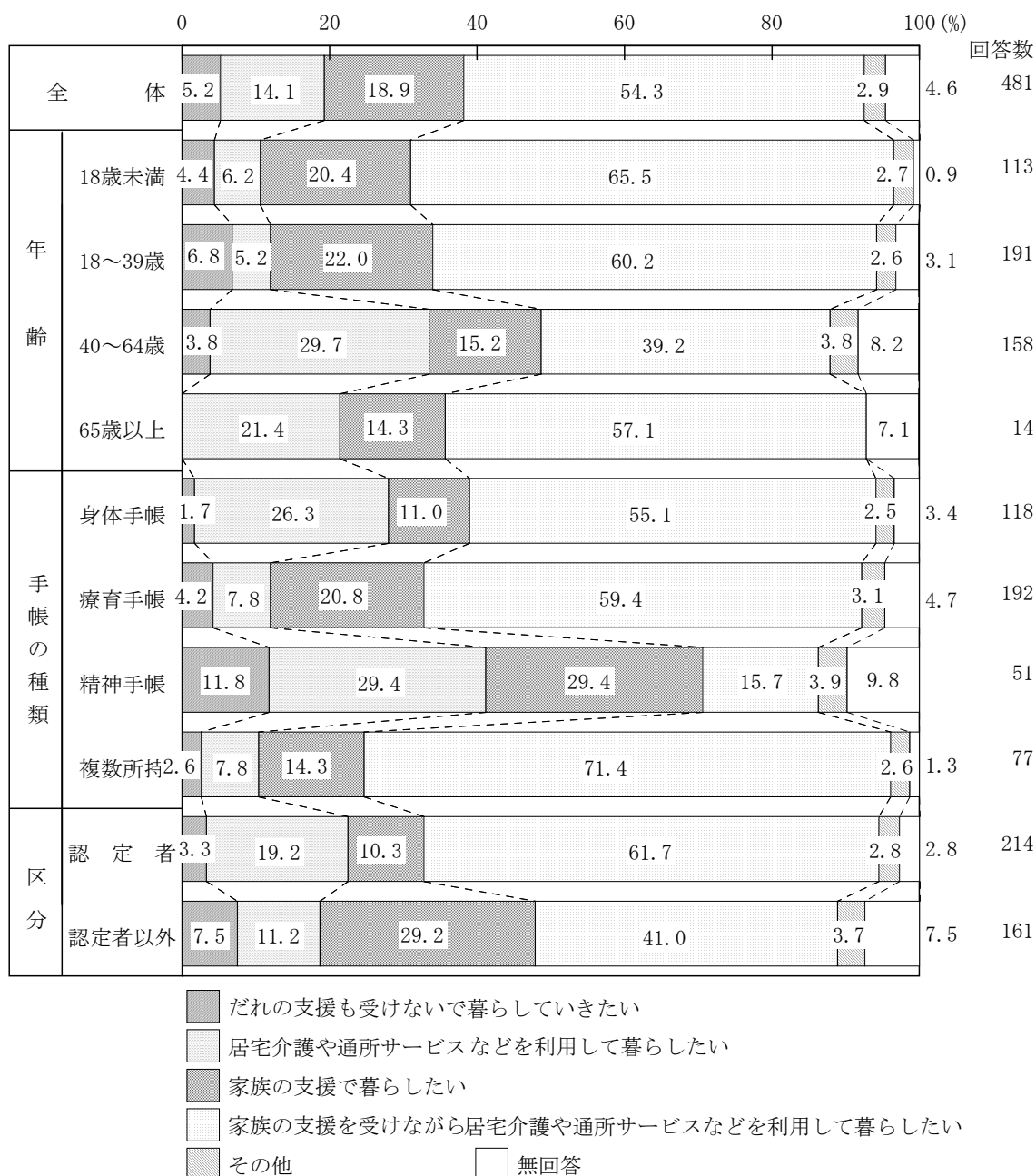


図8-3は、前問で「自宅」と答えた481人に、これからの生活をどのように送りたいかたずねた結果です。「家族の支援を受けながら居宅介護や通所サービスなどを利用して暮らしたい」が54.3%を占め、「だれの支援も受けなくて暮らしていきたい」はわずか5.2%です。精神障害者保健福祉手帳所持者は、「だれの支援も受けなくて暮らしていきたい」「家族の支援で暮らしたい」が他より高く、「家族の支援を受けながら居宅介護や通所サービスなどを利用して暮らしたい」が低くなっています。

図8-3 これからの生活を自宅でどのように送りたいか



3 外 出

過去1年間にどれくらい外出したかを聞いたところ、若年齢層ほど外出回数が多くなっています（図8-4）。

図8-5は、1番多い外出先・外出目的を3ポイント、2番目を2ポイント、3番目を1ポイントとして計算した結果を百分率でグラフ化したものです。この結果、18歳未満は「通勤・通学」、18～39歳は「施設利用」「買い物・食事」、40～64歳は「買い物・食事」「施設利用」、65歳以上は「買い物・食事」「通院」が高くなっています。今後は、18～64歳の「通勤」の比率を高める環境整備が望まれます。

図8-4 過去1年間の外出回数

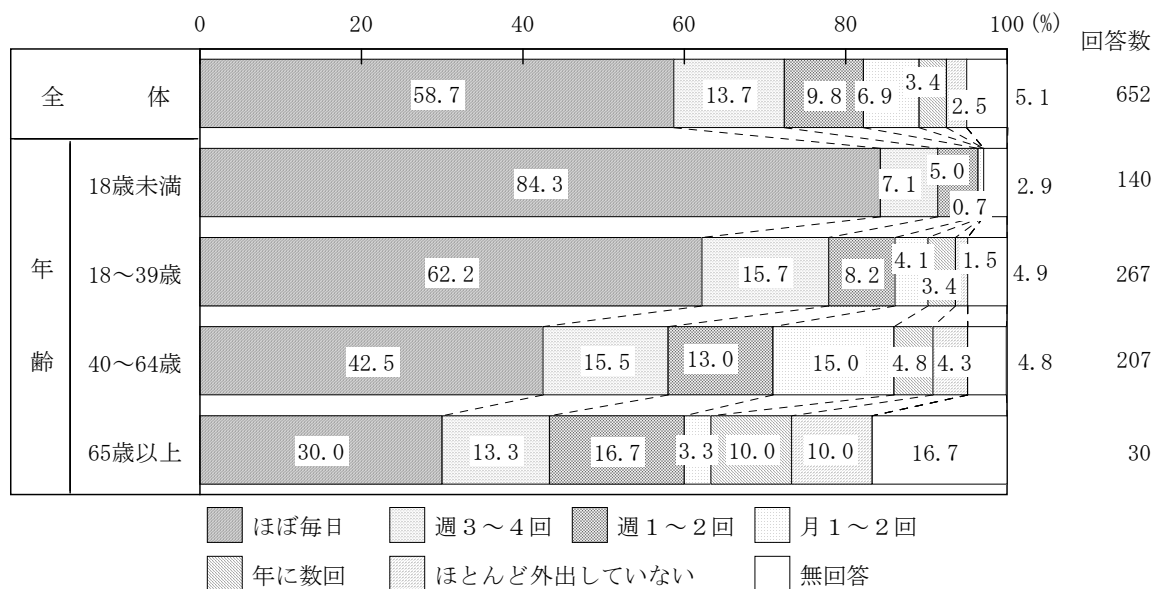
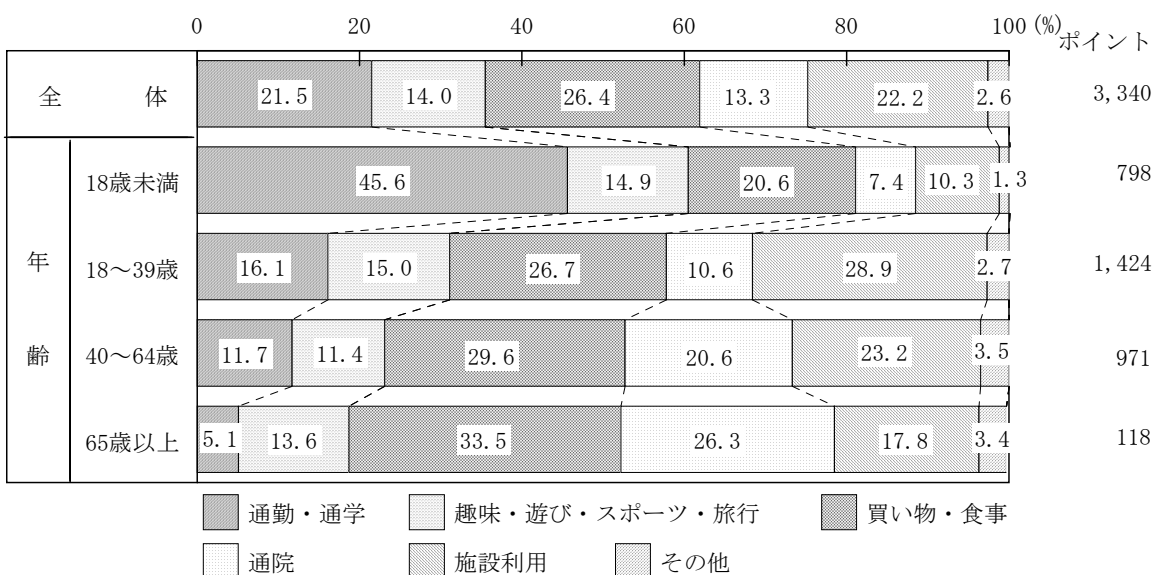


図8-5 外出先・外出目的のまとめ



4 障害福祉サービス等

(1) 障害福祉サービス等の利用度・周知度

障害福祉サービス等を「利用している」が最も高いのは児童デイサービスの65.7%ですが、これは18歳未満の障害福祉サービス支給決定者を集計したものです。障害福祉サービス支給決定者のすべてを集計したサービスでは、補装具（19.5%）、旧法施設支援（通所）（18.1%）などが高くなっています。「知らない」と無回答の合計は、療養介護（77.5%）、行動援護（71.2%）、重度訪問介護（68.8%）などをはじめ、かなり高くなっています。

図8-6 障害福祉サービス等の利用度・周知度

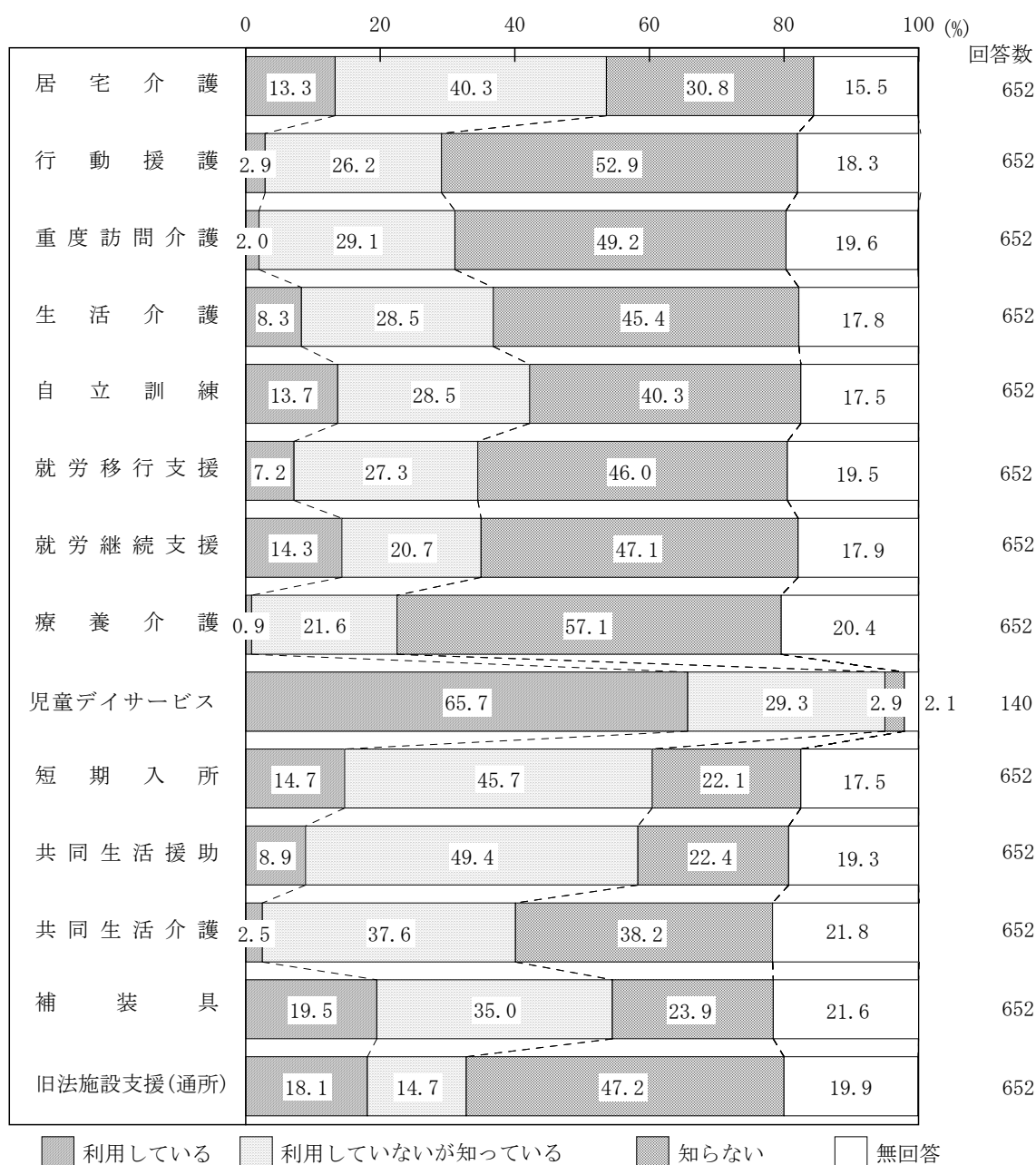
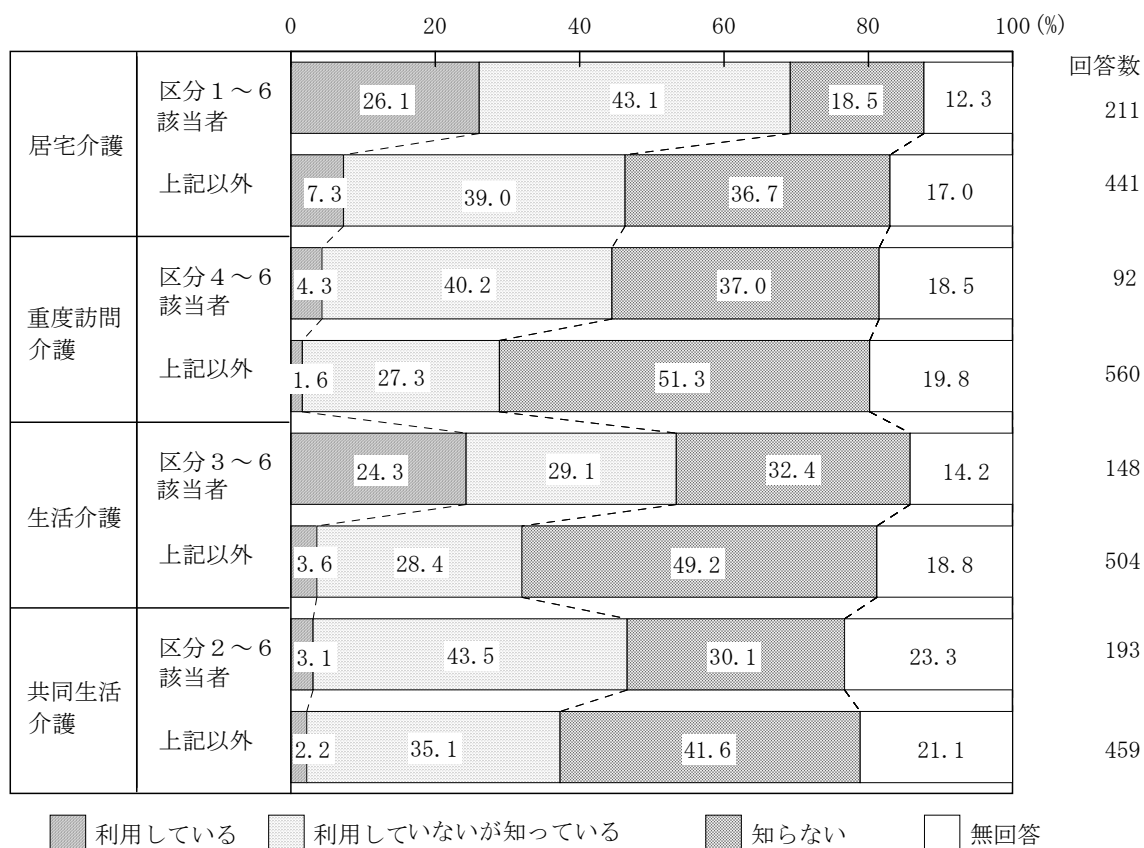


図8-7は、障害福祉サービスの介護給付のうち、利用者の障害程度区分が限定されている居宅介護、重度訪問介護、生活介護および共同生活介護について、利用区分該当者とそうでない人の比較をしたものです。当然のことながら、「上記以外」で「利用している」と答えている人は、そのサービスが利用できないので、誤って記入されたと考えられます。「利用している」と「利用していないが知っている」の合計は、利用区分該当者がかなり上回っています。しかし、利用区分該当者の重度訪問介護および共同生活介護の「知らない」と無回答が50%を超えているなど、サービスが十分知られているとは言えません。平成15年度に支援費制度が施行され、平成18年度からは障害者自立支援法に変更されるというように、目まぐるしく変わる制度に当事者の多くがついていけない実態が垣間見えます。

図8-7 利用区分が限定されている介護給付の利用度・周知度



(2) 障害者自立支援法によるサービスの良くなった点と悪くなった点

図8-8は、障害者自立支援法によるサービスの良くなった点と悪くなった点の回答を比較したものです。良くなった点が悪くなった点を大きく上回っているのは、「希望する日時に利用」「事業所や職員の対応」、悪くなった点が良くなった点を大きく上回っているのは、「授産賃金（工賃）」「利用者負担」です。

図8-9の1～5は、それぞれのサービスを「利用している」と答えた人のサービスの評価です。「希望する日時」は児童デイサービス以外は良くなったが高く、「サービス量」は通所系サービスと短期入所の増えたが高く、「利用者負担」は訪問系サービス、通所系サービス、就労移行支援・就労継続支援の軽くなった率が高く、児童デイサービスの重くなったが高くなっているなど、それぞれのサービスの利用者によって異なることがわかります。

図8-8 障害者自立支援法によるサービスの良くなった点と悪くなった点（複数回答）

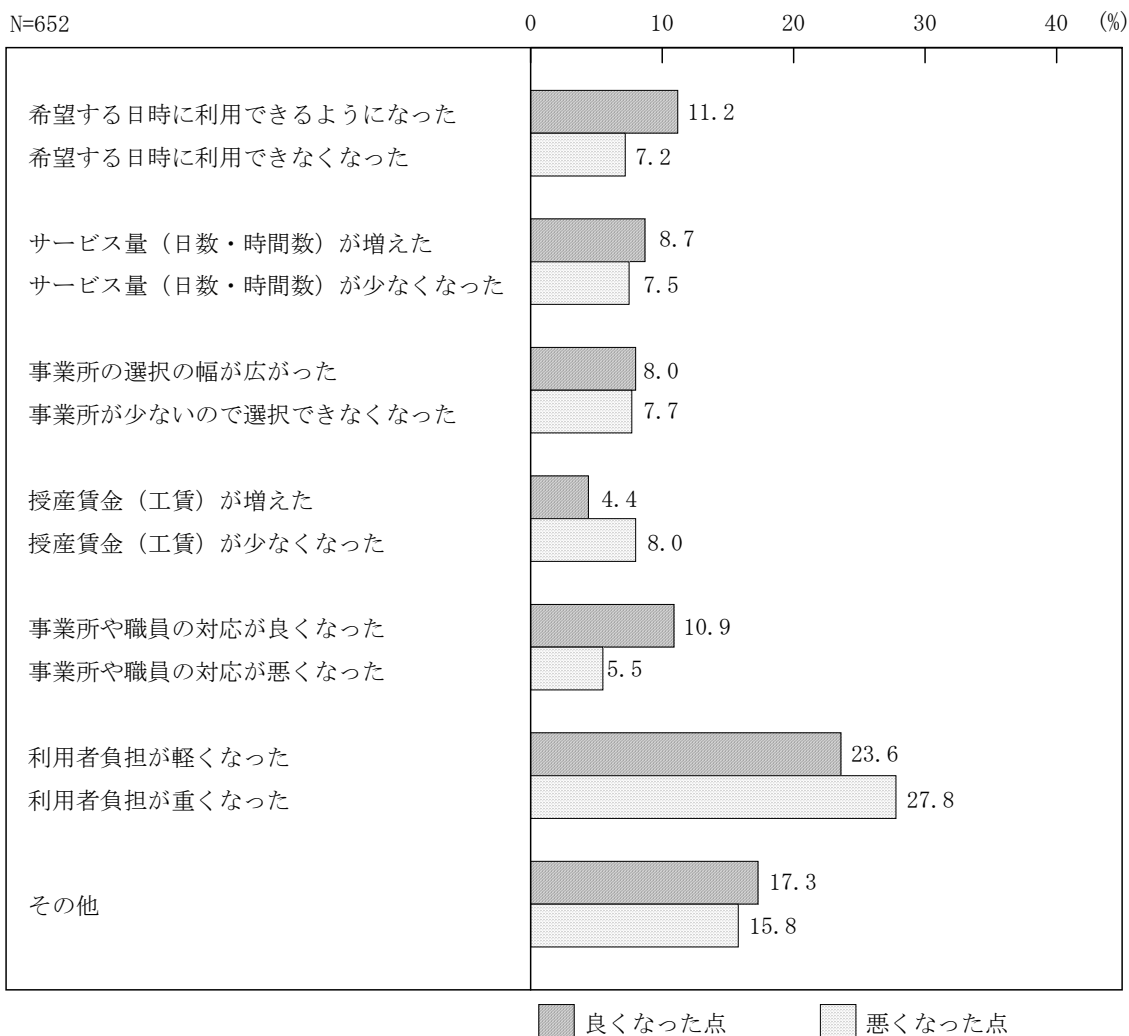
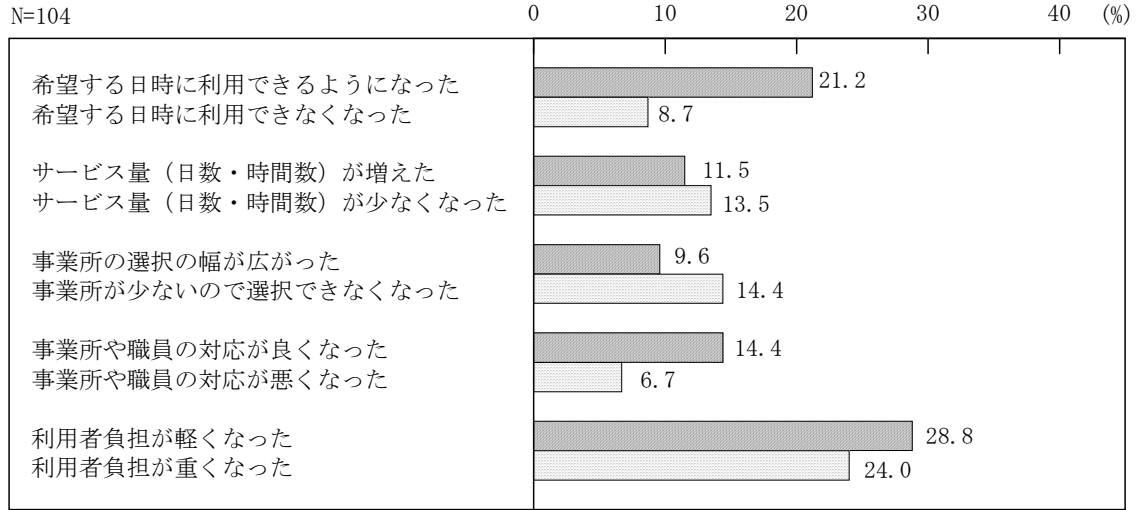
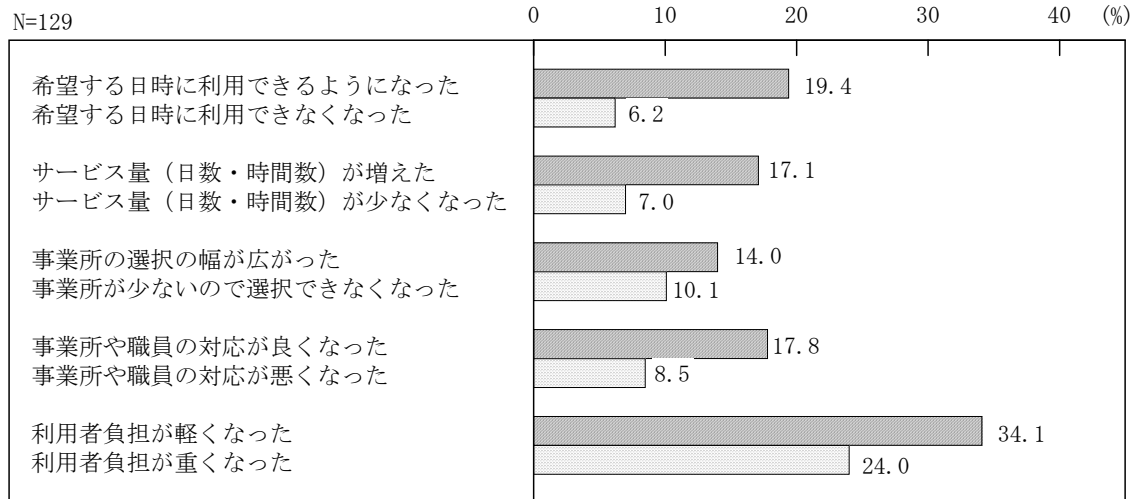


図8-9 障害者自立支援法によるサービスの良くなった点と悪くなった点（各サービス利用者・複数回答）

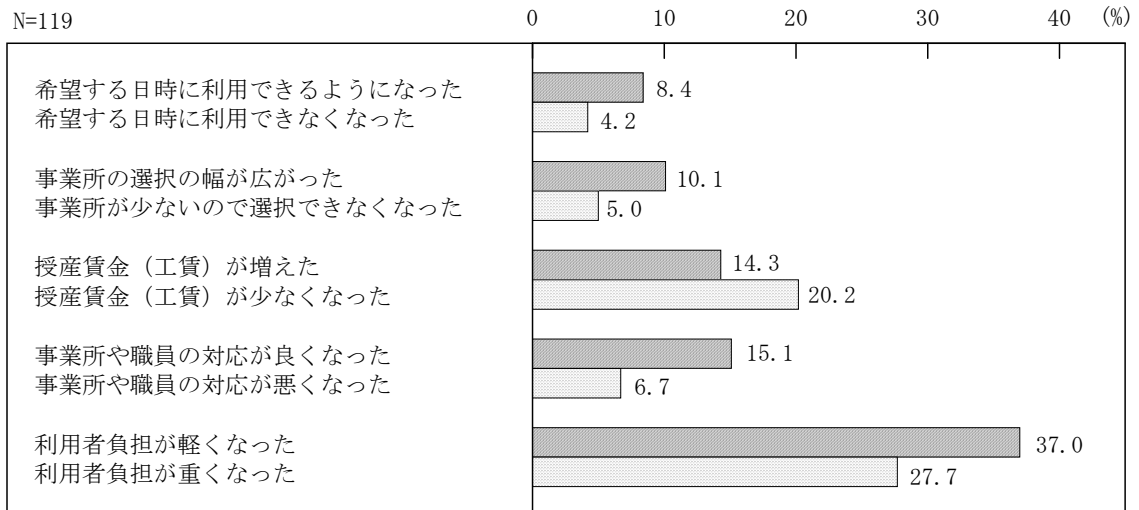
1 訪問系サービス（居宅介護・行動援護・重度訪問介護）



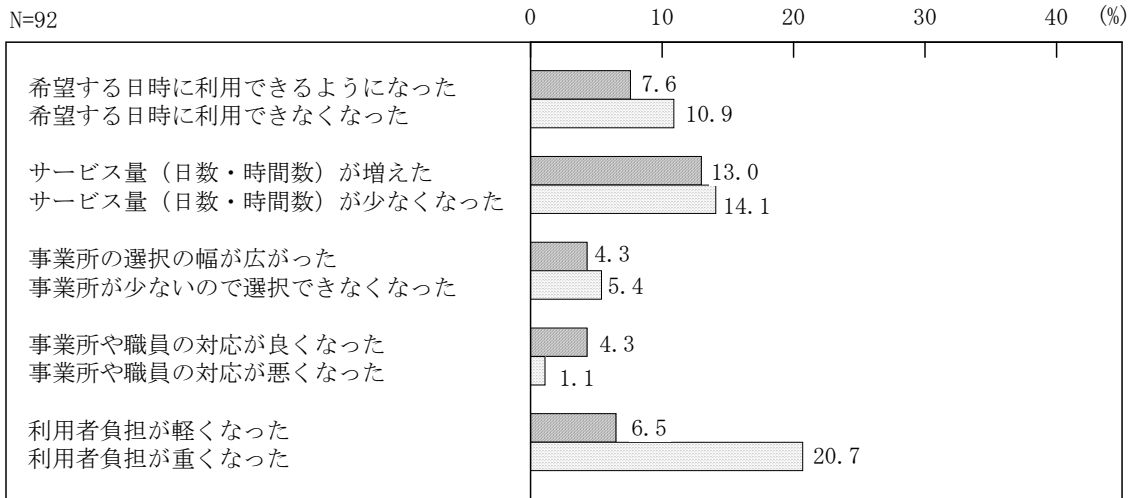
2 通所系サービス（生活介護・自立訓練）



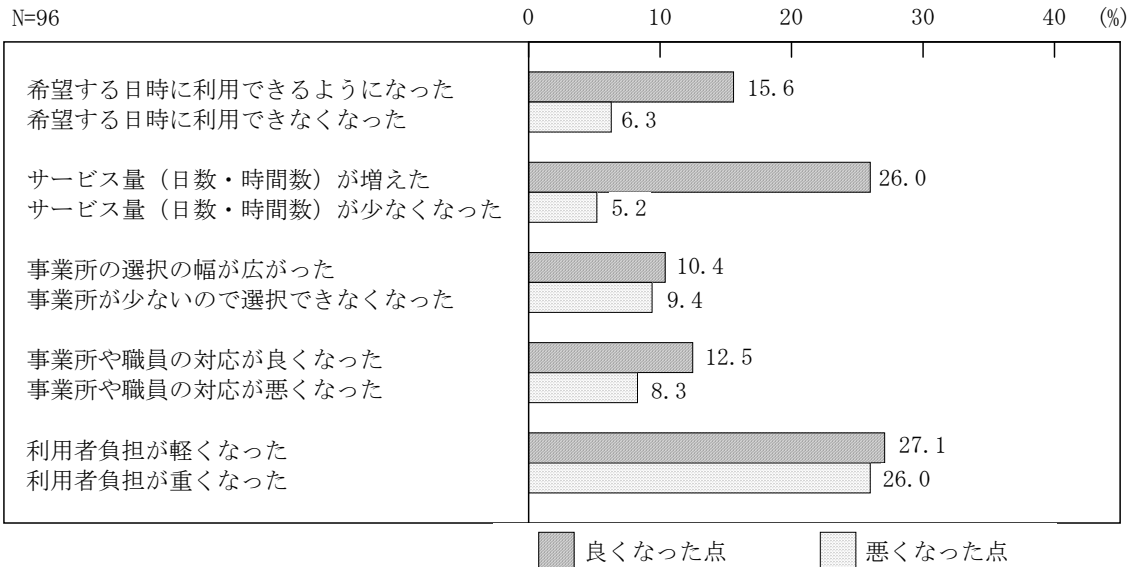
3 就労移行支援・就労継続支援



4 児童デイサービス



5 短期入所



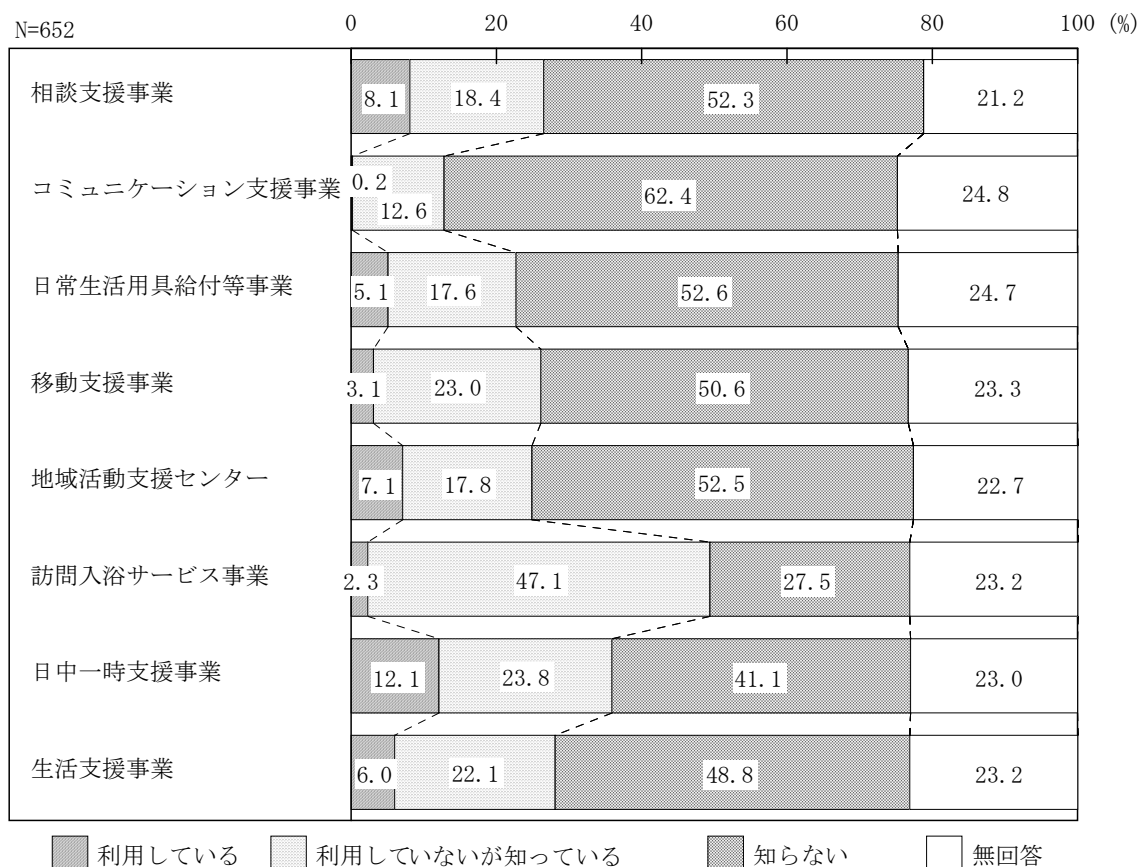
- (注) 1 1～5のサービスを「利用している」と回答した人を集計した。
 2 利用者が少ないサービス等は省略した。
 3 不用と思われる選択肢は省略した。

5 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業の利用度・周知度

調査対象の8事業のうち、「利用している」が10%を超えているのは、日中一時支援事業（12.1%）だけです。一方、「知らない」と無回答の合計が70%を下回っているのは、訪問入浴サービス事業および日中一時支援事業の2事業にすぎません。「利用している」と「利用していないが知っている」と答えた率が最も高い訪問入浴サービス事業でも49.4%しかありません。サービスは知らないと利用できない可能性が高くなりますから、情報提供に努めていく必要があります。

図8-10 地域生活支援事業の利用度・周知度



(2) 地域生活支援事業によるサービスの良くなった点と悪くなった点

図8-11は、地域生活支援事業によるサービスの良くなった点と悪くなった点の回答を比較したものです。悪くなった点が良くなった点を上回っているのは、「利用者負担」と「事業所の選択」です。

図8-12の1～6は、それぞれのサービスを「利用している」と答えた人のサービスの評価です。「利用者負担」は生活支援事業以外、「希望する日時」は日中一時支援事業以外は良くなったが高くなっているなど、それぞれのサービス利用者によって大きく違ってきます。

図8-11 地域生活支援事業によるサービスの良くなった点と悪くなった点（複数回答）

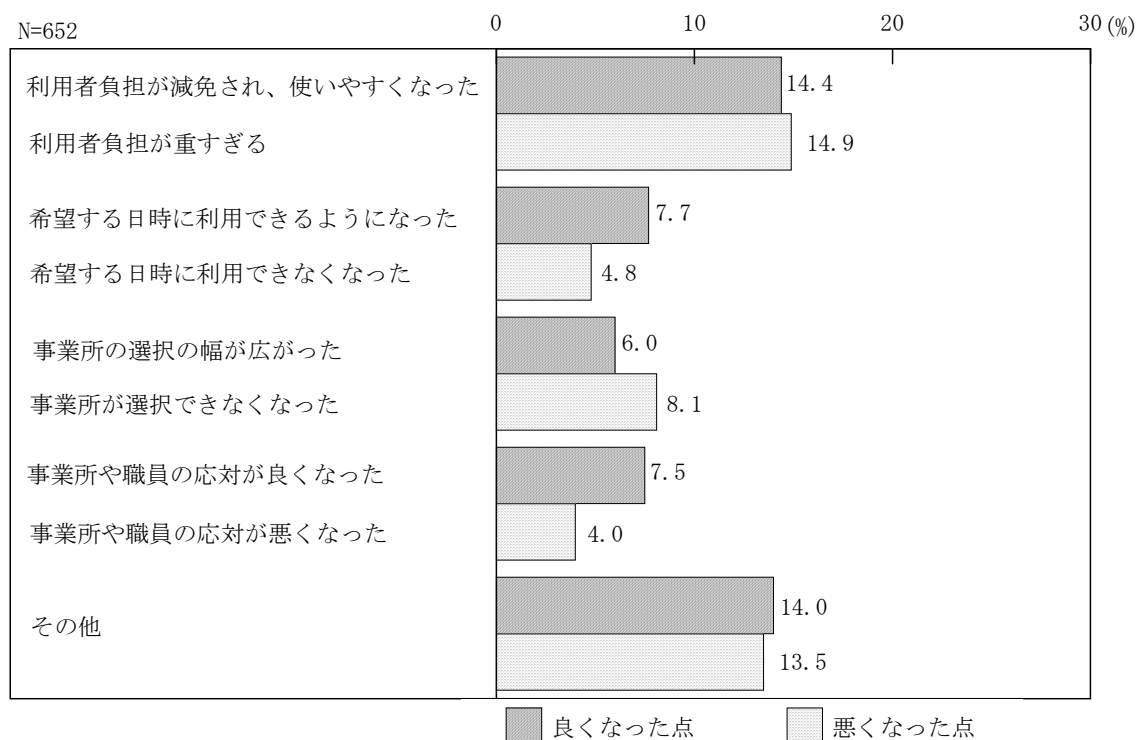
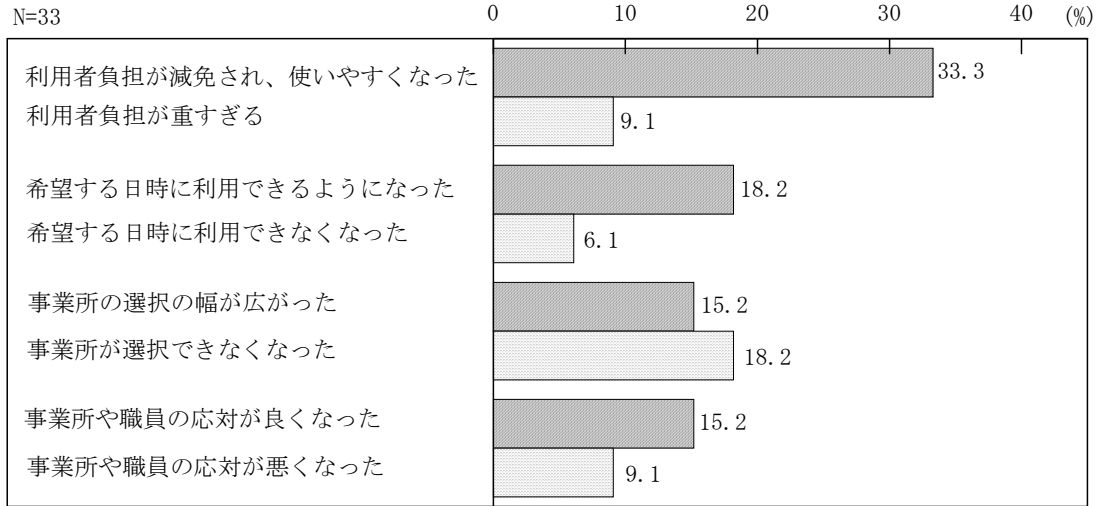
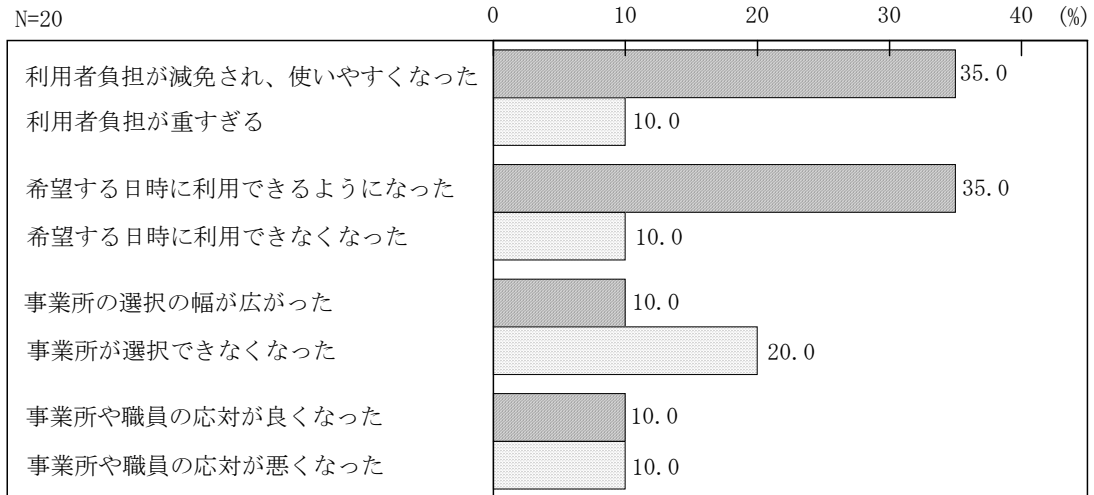


図8-12 地域生活支援事業によるサービスの良くなった点と悪くなった点（各サービス利用者・複数回答）

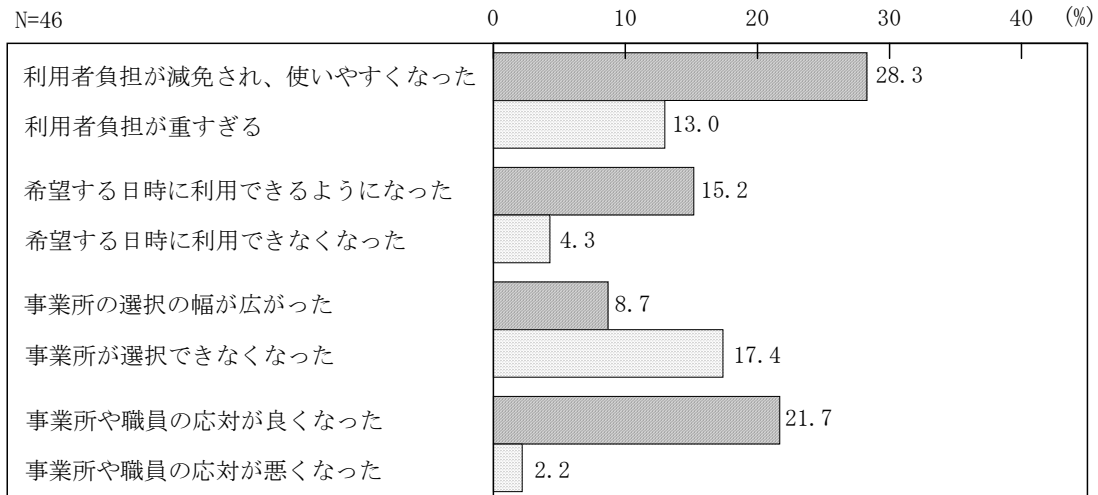
1 日常生活用具費支給等事業



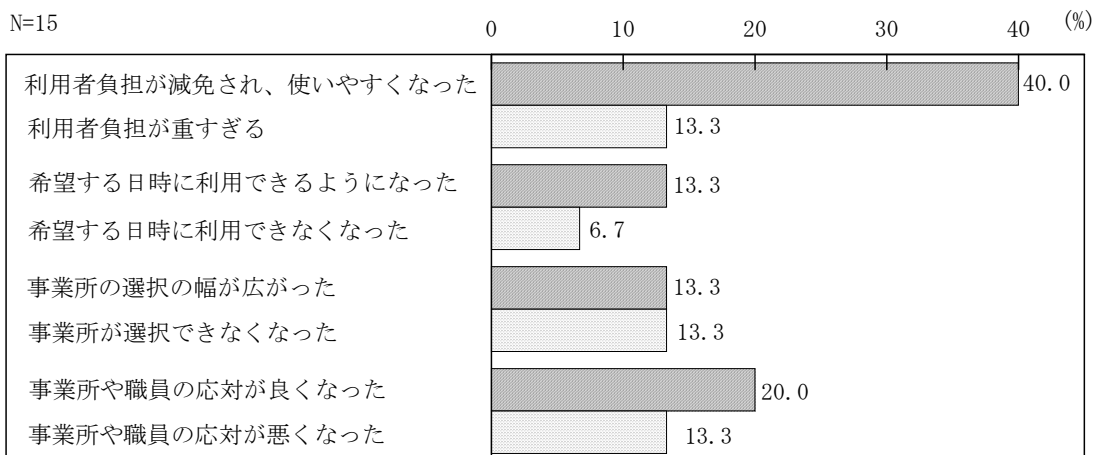
2 移動支援事業



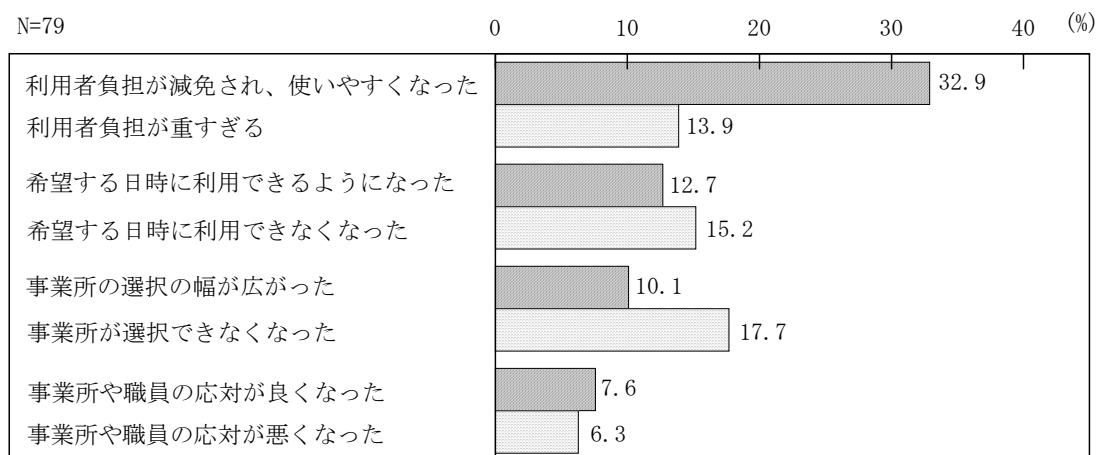
3 地域活動支援センター



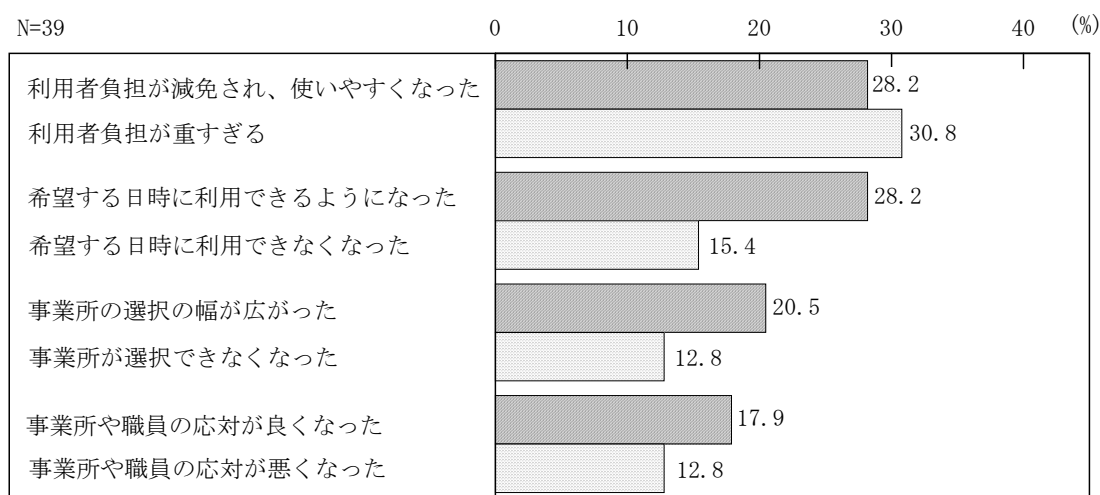
4 訪問入浴サービス事業



5 日中一時支援事業



6 生活支援事業



■ 良くなった点 □ 悪くなった点

- (注) 1 1～6のサービスを「利用している」と回答した人を集計した。
 2 利用者が少ないサービス等は省略した。
 3 不用と思われる選択肢は省略した。

第3 富山市障害者自立支援協議会

1 富山市障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第1号に規定する事業（次条第1号において「相談支援事業」という。）をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議を行うため、富山市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関すること
- (5) その他障害者の保健福祉向上のため必要となる事項

(組織)

第3条 協議会は20人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・保健事業等の関係者
- (3) 障害者施設の代表者
- (4) 障害者関係団体の代表者
- (5) 教育・雇用機関の代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人、副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。副会長は会長が指名する。

- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(相談支援ワーキング)

第7条 相談支援に関する課題を検討すること及び協議会を円滑に運営するため、相談支援ワーキングを設置することとする。

- 2 相談支援ワーキングは、行政及び委託相談支援事業者により組織する。
- 3 相談支援ワーキングは、協議会に参画する。

(専門支援ワーキング)

第8条 専門的分野（発達障害、就労等）の支援方策や福祉サービス以外の支援、サービス基盤の欠如等の問題への対応のあり方等を検討するため、随時、各専門支援ワーキングを設置することとし、専門支援ワーキングはその協議結果を相談支援ワーキング及び協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

2 富山市障害者自立支援協議会委員名簿

(17名)

委嘱区分	氏名	役職名
学識経験者	宮田伸朗 (会長)	富山短期大学教授
	野村忠雄	医師(身体) 富山県高志リハビリテーション病院長
	本田万知子	医師(知的・精神) 富山県心の健康センター嘱託医
福祉・保健事業等の関係者	大島哲夫 (副会長)	富山市社会福祉協議会会長
	菊川祐介	富山市民生委員児童委員協議会会長
	高井秀雄	富山市自治振興連絡協議会副会長
障害者施設の代表者	日水秀	高志療護ホーム施設長
	高木英範	セーナー苑苑長
	濱崎邦正	ゆりの木の里統括施設長
障害者団体の代表者	多賀清成	富山市身体障害者福祉協議会会長
	中田隆志	富山市手をつなぐ育成会会長
	山崎乙吉	障害者(児)を守る富山市連絡会会長
	寺田秀雄	富山市精神障害者家族会等連絡会委員
教育・雇用機関の代表者	阿部美穂子	富山大学人間発達科学部准教授
	富田博	サクラパックス(株)総務部長
	藤永敦也	グッドクラスター人事担当者、附属養護保護者
	吉田勉	ハローワーク統括職業指導官

第4 第2期富山市障害福祉計画策定経過

年 月 日	内 容
平成20年9月1日 ～平成20年9月15日	サービス利用者のニーズ把握のためのアンケート調査実施
平成20年10月28日	平成20年度第1回富山市障害者自立支援協議会 ○アンケート調査結果について
平成21年1月27日	平成20年度第2回富山市障害者自立支援協議会 ○第2期富山市障害福祉計画（案）について ・総論、サービス利用者の属性等 ・数値目標等
平成21年2月9日 ～平成21年2月22日	パブリックコメントの実施
平成21年3月3日	平成20年度第3回富山市障害者自立支援協議会 ○第2期富山市障害福祉計画（案）について ・パブリックコメントの結果について ・前回の自立支援協議会に基づく修正（案）について